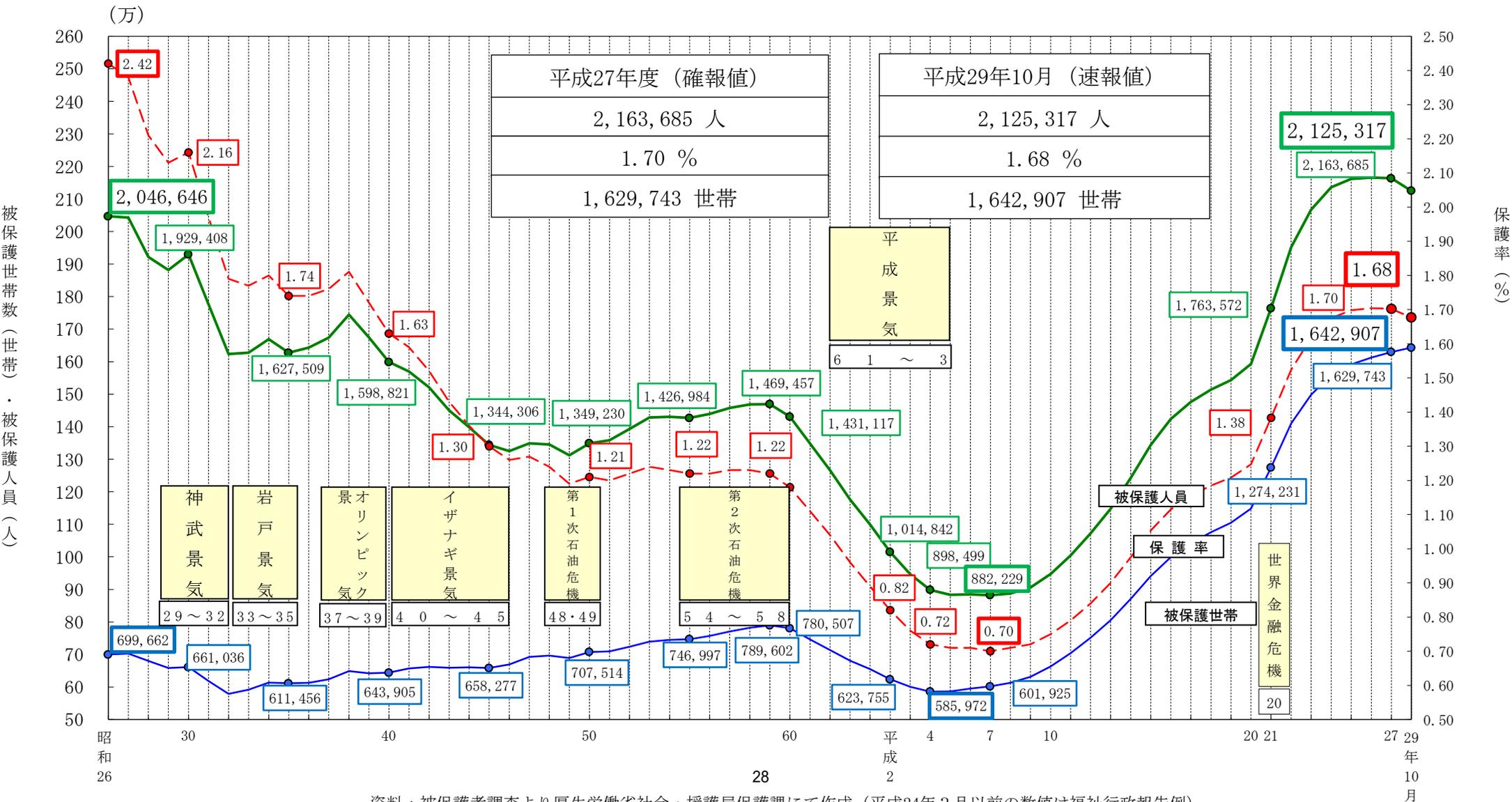


### **(3)生活保護の現状、予算事業等について**

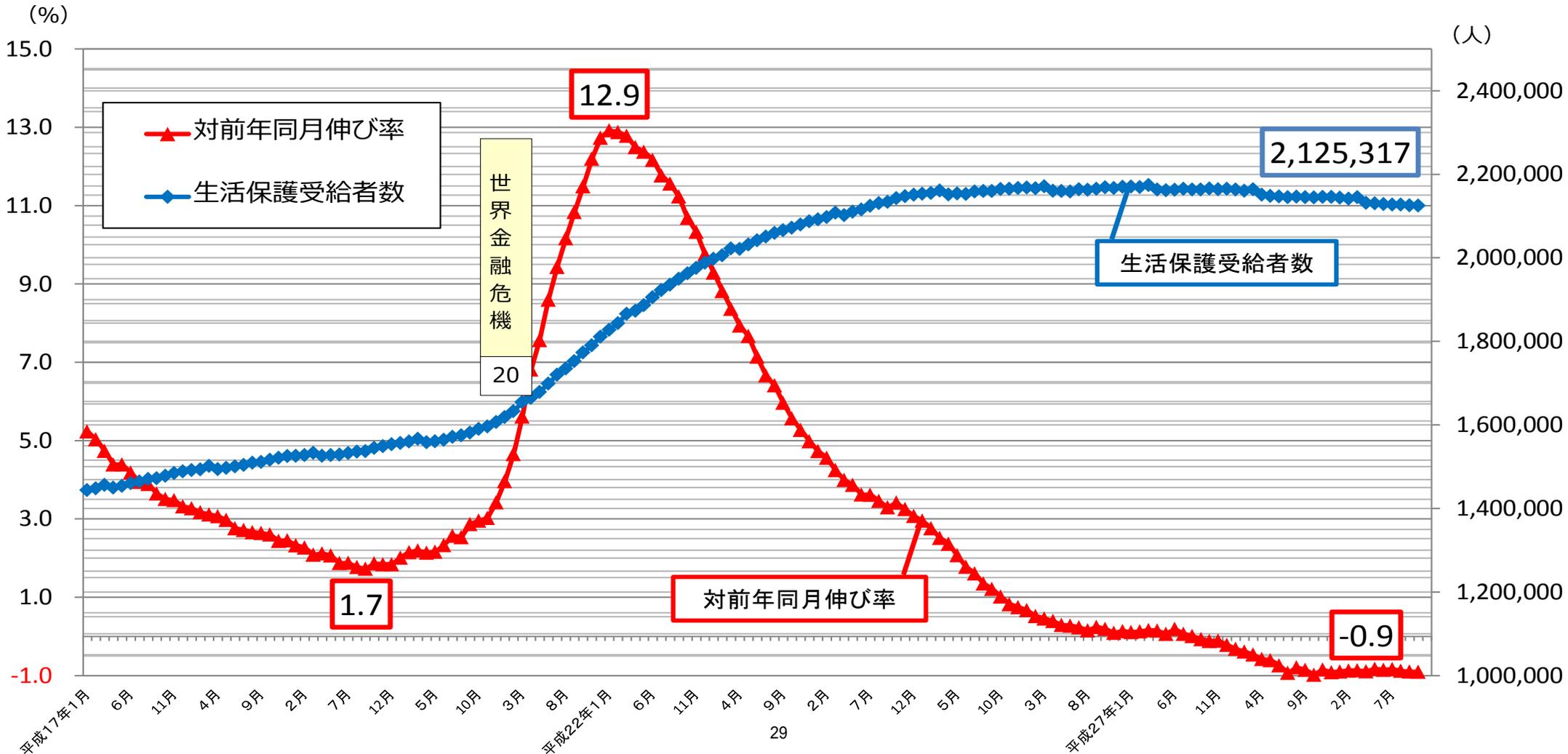
# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

- 生活保護受給者数は約213万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯の増加により、世帯全体は増加しているが、高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いている。



# 生活保護受給者数の推移

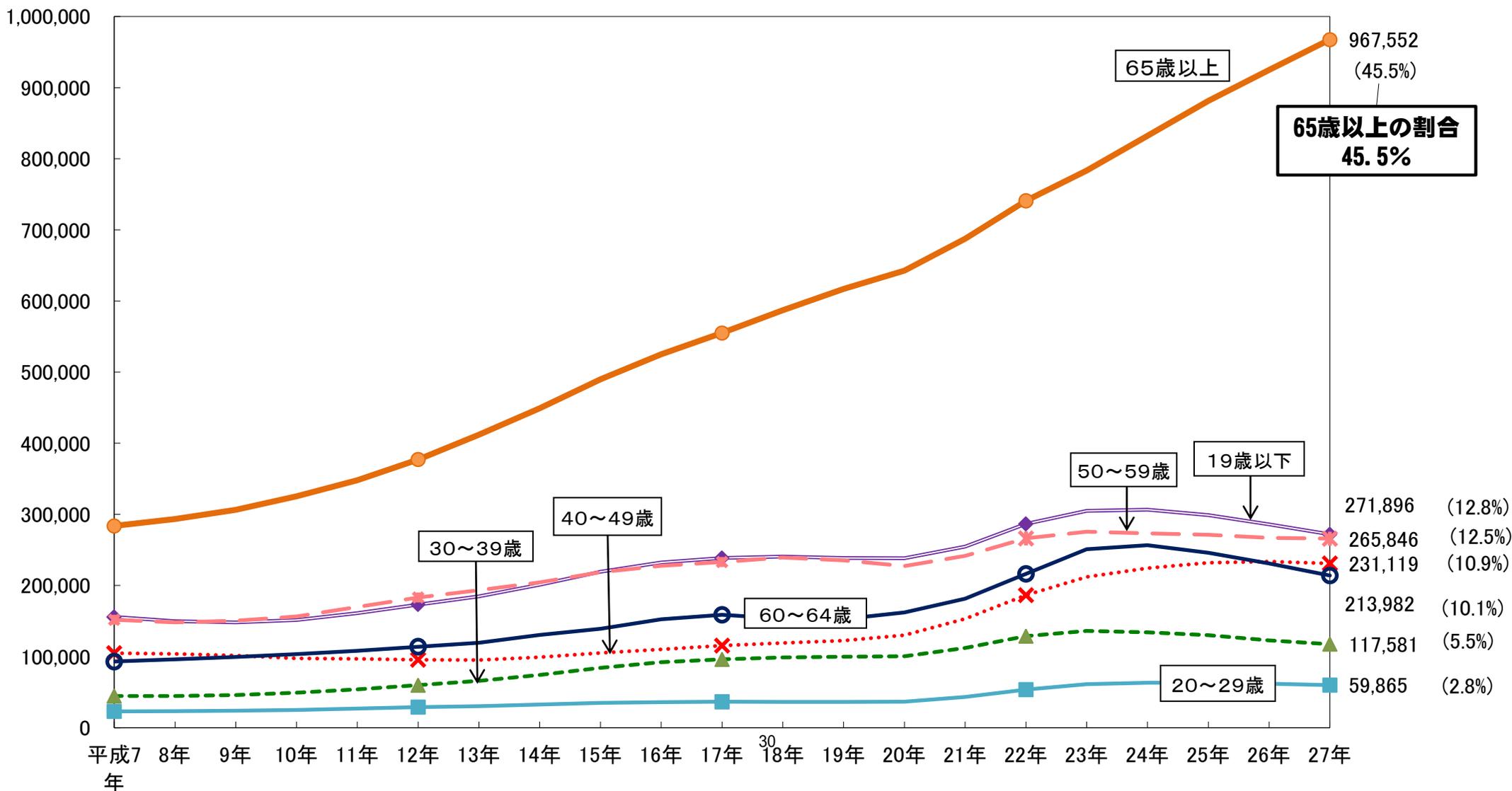
- 生活保護受給者数は平成29年10月現在で212万5,317人となっている。  
世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、ほぼ横ばいで推移している。
- 平成29年10月の対前年同月伸び率は-0.9%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、過去10年間で低い水準となっている。



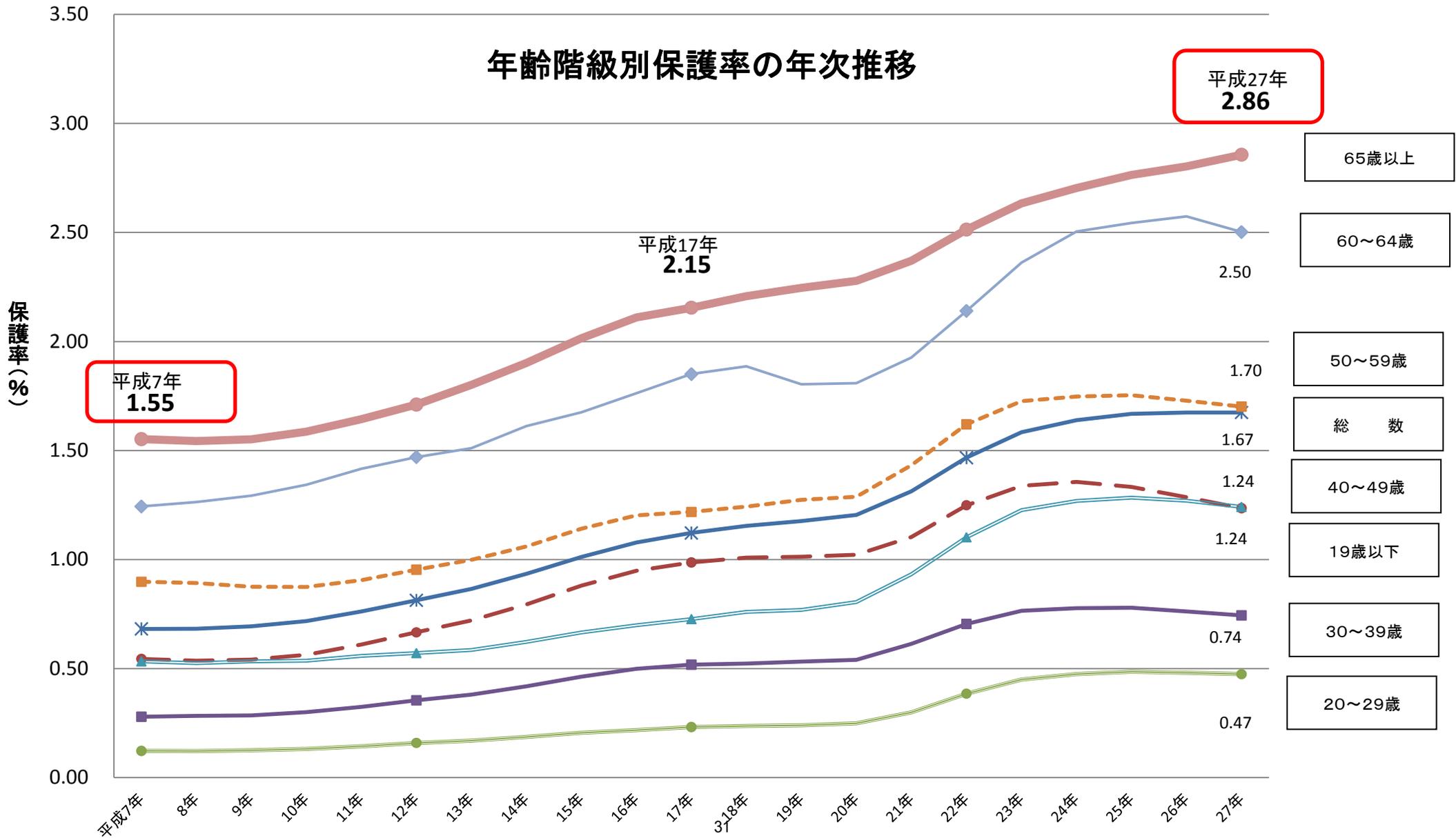
資料：福祉行政報告例、被保護者調査（平成24年4月以降）※平成28年4月以降は速報値

# 年齢階層別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、**全体の45.5%は65歳以上の者**。



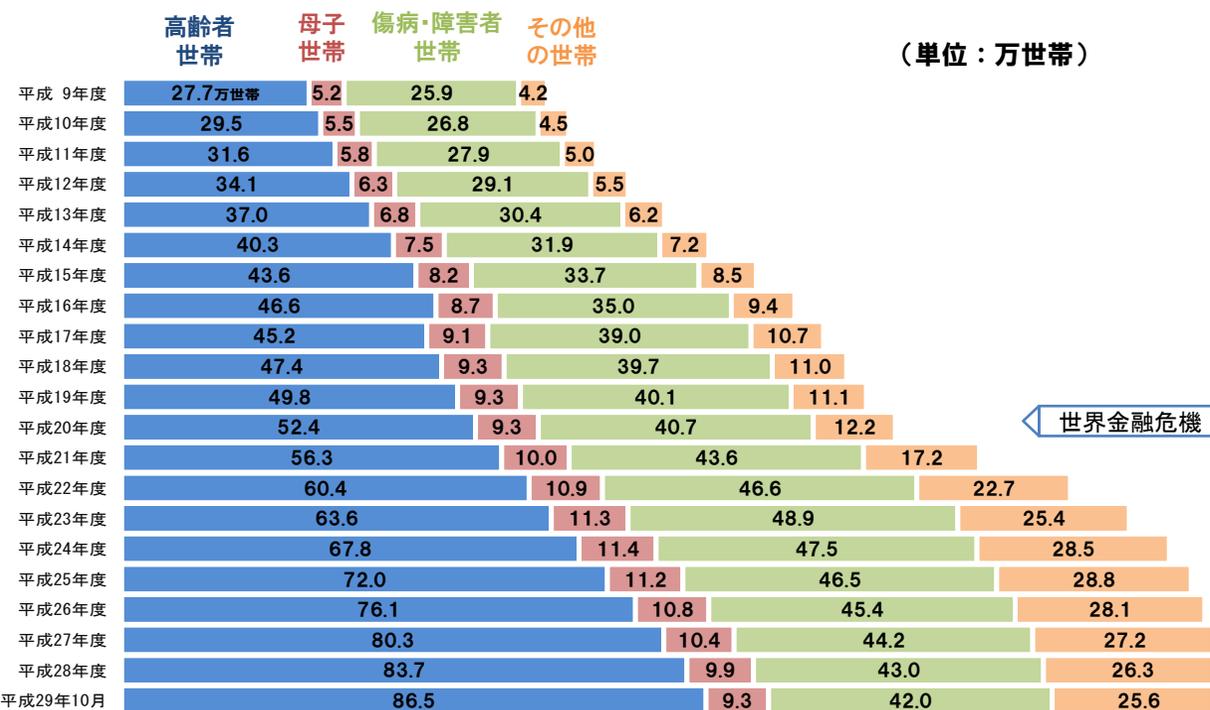
# 年齢階級別保護率の年次推移



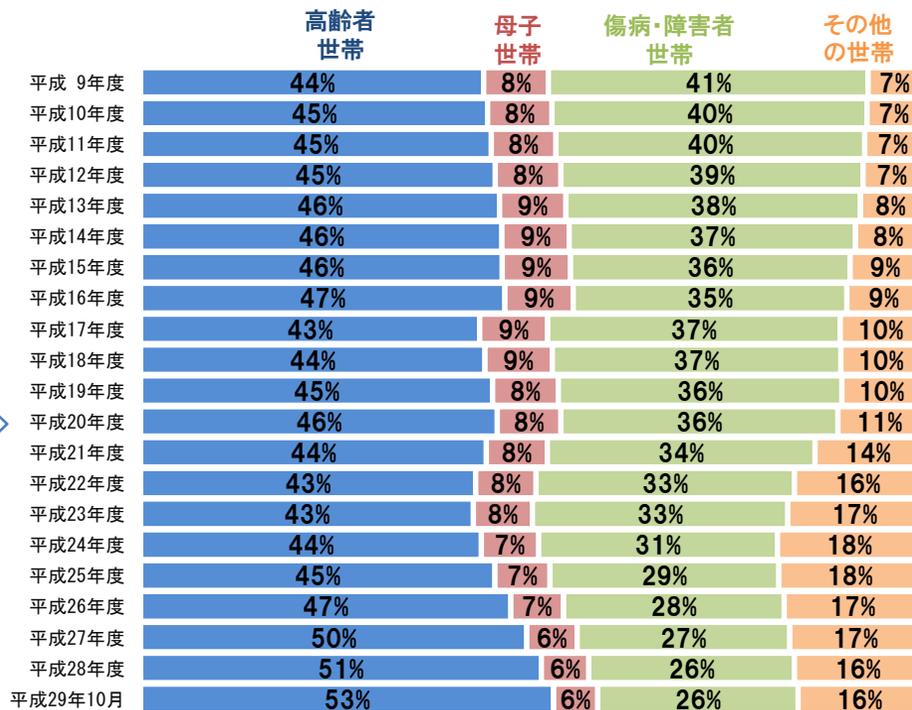
# 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

## ■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



## ■ 世帯類型別の構成割合の推移



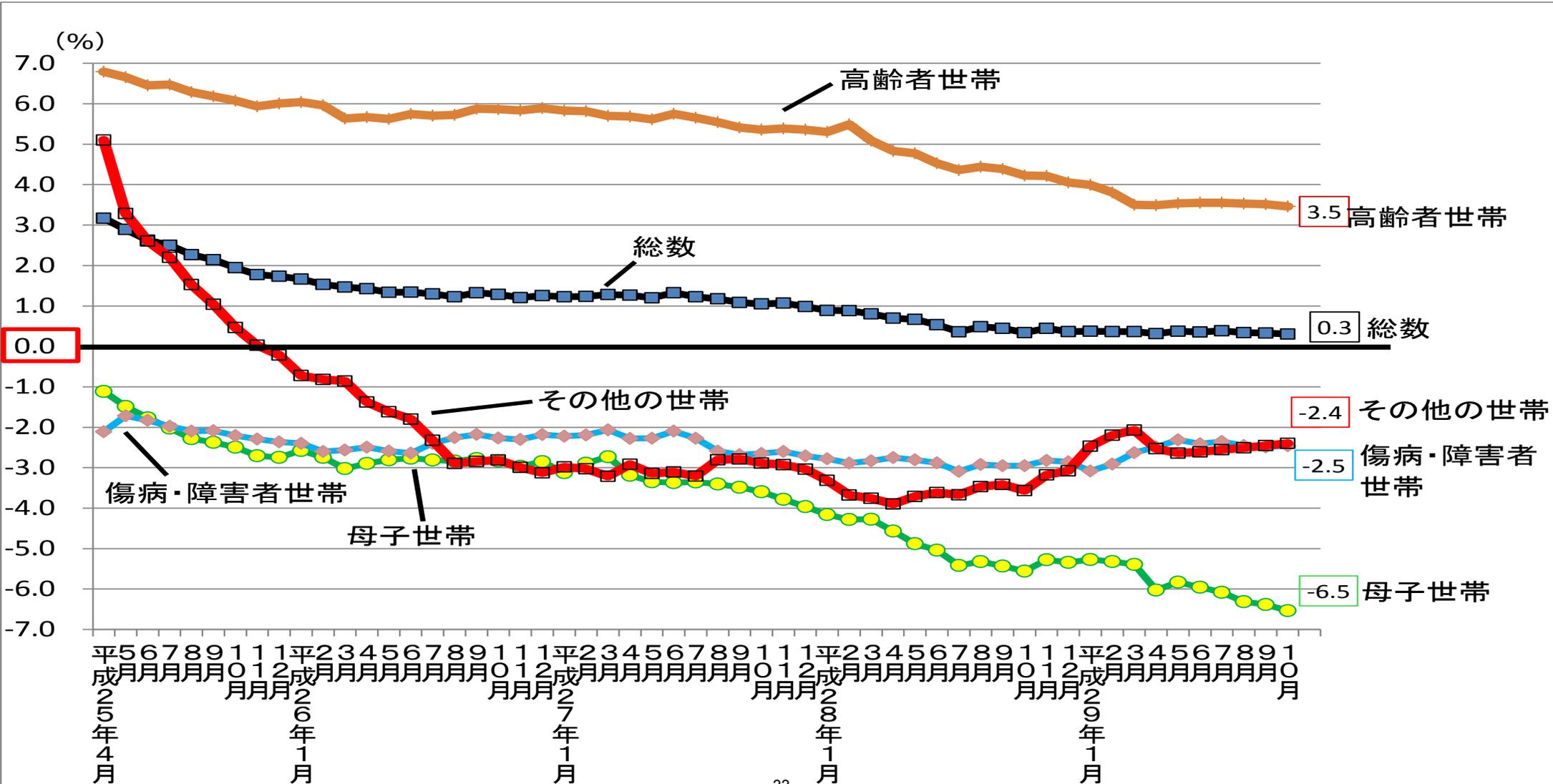
【資料】平成23年度以前は福祉行政報告例、平成24年度以降は被保護者調査(平成28年度以降は速報値) 注:世 ※高齢者世帯の90.7%が単身世帯(平成28年度(概数))。世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

### 世帯類型の定義

- 高齢者世帯 : 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯 : 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- 障害者世帯 : 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯 : 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯 : 上記以外の世帯

# 世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

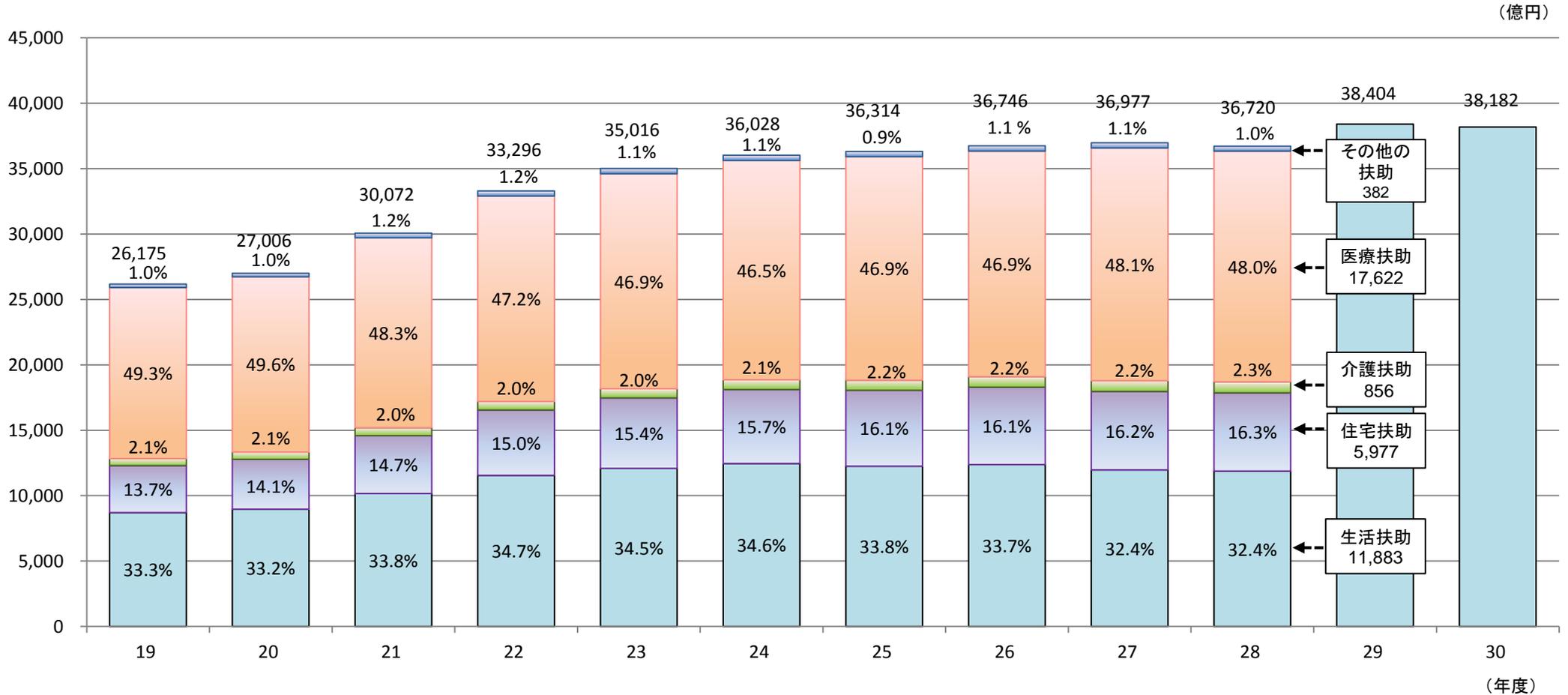
○世帯類型別の対前年同月伸び率をみると、「高齢者世帯」は一貫してプラスとなっているが、「高齢者世帯」以外の世帯は、マイナスとなっている。



資料：被保護者調査 月次調査（速報値）

# 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成30年度当初予算)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成28年度までは実績額(28年度は暫定値)、29年度は補正後予算額、30年度は当初予算額(案)
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>&lt;④⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む&gt; &lt;④⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化&gt; &lt;④⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し&gt;</p>							
生活保護等	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2018年度までに80%とし、後発医薬品の使用の原則化などに向けた所要の措置を講じる</p>				<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p>	<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p>
	<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p>	<p>頻回受診等に係る適正受診指導を徹底するとともに、頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策のあり方について検討する</p>				<p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p>	<p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p>
	<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p>	<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等に向けた必要な措置を講ずる</p>				<p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%、2018年度までに80%】</p>
	<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p>	<p>級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う</p>					<p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において55.2% (2014年度比2割以上の改善)】</p>
	<p>2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討</p>	<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて2018年通常国会へ法案提出する</p>					<p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>
			35				

# 後発医薬品の使用による医療扶助の給付の原則化

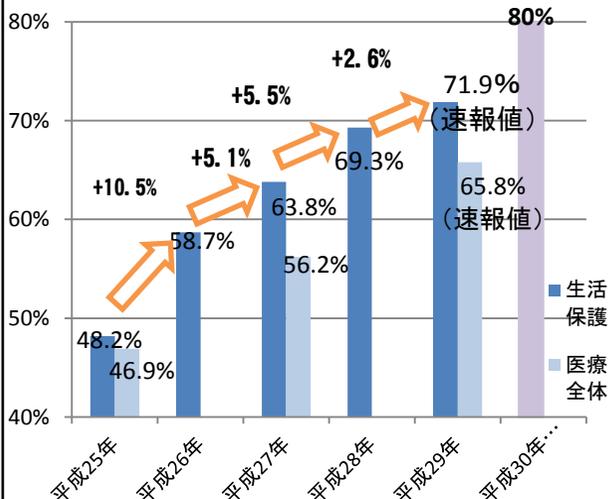
## 現行の規定(平成25年改正、平成26年1月1日施行)

第34条第3項 (略)医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品...を使用することができると認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

- ※ 医師等が後発医薬品の使用が可能であるにもかかわらず、先発医薬品を希望する受給者に対しては、
- ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
  - ・ その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、福祉事務所の健康管理指導の対象とする。

### 取組の進捗状況

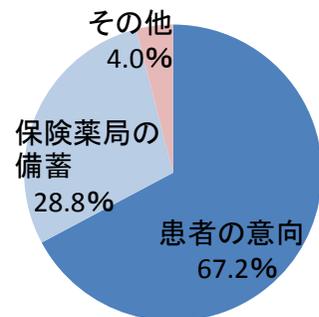
改革工程表における目標値



使用割合(数量シェア)の出典:  
医療扶助実態調査(各年6月審査分)、  
医薬品価格調査(薬価本調査)(速報値)(各年9月取引分)

### 取組の課題

後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が高い。



※医師等が一般名処方した医薬品について、薬局で後発医薬品を調剤しなかった理由を調査したもの

### 【進捗状況】

- 後発医薬品使用割合は約7割となっており一定の成果
- しかし、現行制度では、被保護者が先発医薬品を希望した場合、指導の対象とはなるが、先発医薬品の給付を拒むことはできない。
- 薬局において後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が67.2%と高い
- 地方自治体からも、使用割合80%に向けて、さらに取組を進めるためには、「可能な限り後発医薬品の使用を促す」のではなく、後発医薬品の原則化が必要 との意見

## 見直しの方向性

### ○後発医薬品の使用の原則化を法律に規定(生活保護法第34条第3項の改正)

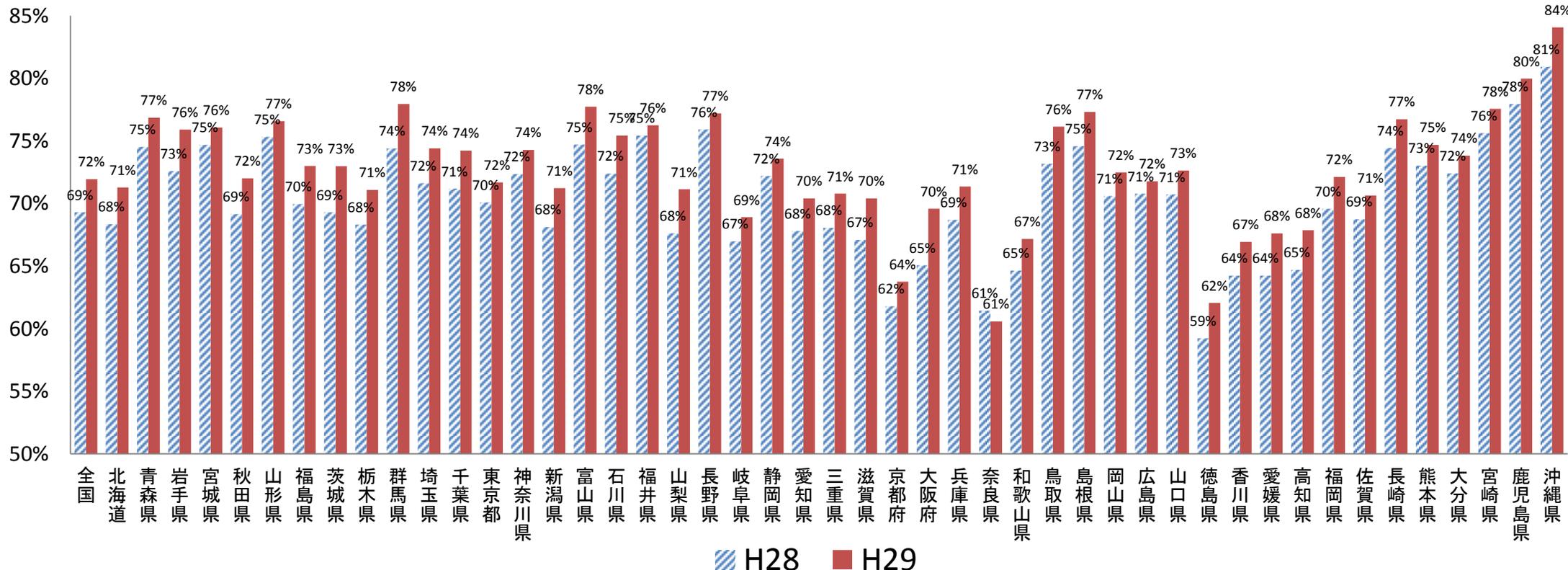
- ➡ 医師等が後発医薬品の使用を可能と認めていることや、薬局等における在庫等の問題がないことなど、必要な条件を満たした上で実施

# 医療扶助における後発医薬品使用状況の地域差(速報値)

○ 医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約23%ポイントの差がある(平成29年6月審査分)。

医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)の地域差  
(平成29年6月審査分と平成28年6月審査分の比較)

全国平均:71.9%  
(H29.6)



注:後発医薬品使用割合は[後発医薬品の数量]÷([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])で算出している。  
資料:医療扶助実態調査(各年6月審査分)

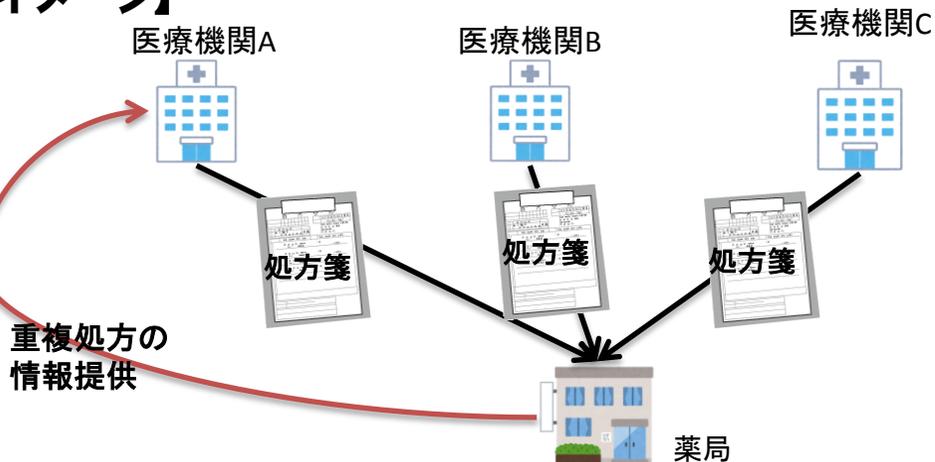
## 【趣旨】

- 被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う。
- これにより、医療機関は重複調剤の適正化や、併用禁忌薬をチェックを行うことができ、被保護者の健康管理に寄与するとともに、医療扶助費の適正化効果も見込まれる。
- 平成29年度において、被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にする事業をモデル的に実施し、その効果等を測定しており、今後、平成30年度の取組方針を定める予定。

## 【事業の実施方法】

- ① 受給者の希望も参考としつつ、対象者1人につき薬局を1カ所選定
- ② 薬局において、薬学的管理・指導を実施  
また、必要に応じて、医療機関へ重複処方等の情報提供を実施
- ③ 福祉事務所においては、
  - ・ 重複投薬・相互作用等防止加算の算定件数
  - ・ 薬剤師から医師への疑義照会の件数の変化
  - ・ 薬剤費の減少額等の効果
 等を分析する。

## 【イメージ】



## 【東大阪市の取組例】

出典：平成29年度予算執行調査資料(財務省)

### ＜取組内容＞

- ・ 薬の重複使用や相互作用による副作用などの健康被害を未然に防止するため、生活保護受給者の利用する薬局を一カ所選定。
- ・ 受給者は自ら薬局を一カ所選び、福祉事務所へ届け出を行い、薬局を利用の際は確認証を提示する。選定した薬局以外に受給者が来た場合は、薬局は一旦調剤の上、福祉事務所へ報告。
- ・ 周知期間(平成25年8月～)を経て、平成26年度より本格実施。

### ＜取組効果＞

#### ・ 向精神薬の重複投薬患者数の変化

	25年度	26年度	前年度比
東大阪市	117人	61人	▲48%
全国	5280人	5015人	▲5%

※ 向精神薬を同一月に複数の医療機関から投薬された者のうち、嘱託医や処方医と協議の結果、重複投薬と認められた者

#### ・ 1人あたり調剤費の変化

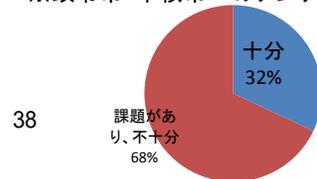
	25年度	26年度	前年度比	
			差額	伸率
東大阪市	23,256	19,743	▲3,513	▲15%
全国	21,328	20,851	▲477	▲2%

単位：円/月

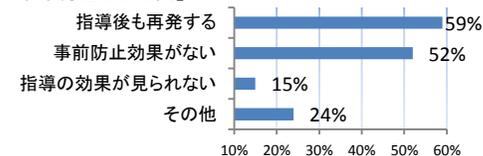
## 【向精神薬に係る取組への評価】

出典：平成29年度予算執行調査資料(財務省)

※政令市・中核市へのアンケート結果



「不十分とした理由」



# 頻回受診の適正化について

## 頻回受診の指導対象者

医療扶助による外来患者であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認めた者

### 適正化の対応

#### 頻回受診の可能性のある者の把握

毎月レセプトを確認し、頻回受診者にかかる台帳を作成

#### 主治医訪問・嘱託医協議

主治医や嘱託医に協議し、頻回受診と認められるか否かを判断

#### 指導の実施

頻回受診と判断された者について、訪問により指導を実施

#### 改善状況の確認

指導の翌月、医療機関へ改善状況を確認。  
改善されていない場合には、引き続き指導を実施

### 【頻回受診の改善の状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受診状況把握対象者数(同一疾病で月15日以上の通院が3か月以上継続している者数)(A)	18,969人	16,526人	15,462人	13,548人
適正受診指導対象者数(B)	4,146人	4,012人	3,809人	3,020人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,749人	1,844人	1,749人	1,365人
改善者数割合(C/B)	47.01%	45.96%	45.92%	45.20%

## 平成30年度以降の取組

### ○ 平成30年度予算案に以下の事業を計上

- ・ 頻回受診者の適正受診指導の強化(福祉事務所による同行指導の実施等)
- ・ 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進
- ・ レセプトを活用した医療扶助適正化事業 → レセプトデータから頻回受診者等のリスト作成

### ○ 頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点などもふまえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討する。

# 生活保護受給者の健康管理マニュアルに関するワーキンググループ

- 生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分に実施できていないことから、平成28年7月より生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会を開催し、生活保護受給者に対する健康管理について議論をしてきた。
- 本検討会については、平成29年4月に議論がまとめられたが、健康管理支援事業の対象者と支援方法等の具体的な内容については、今後、実務担当者によってマニュアル作成に取り組むことが必要とされている。
- 生活保護受給者の健康管理事業のマニュアル作成のため、関係者によるワーキンググループを開催する。

## 【スケジュール(案)】

平成29年10月18日	第1回（生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会まとめ 論点整理 等）
平成29年11月 ～ 平成30年2月	数回ワーキンググループを開催  (対象者、介入方法、援助方針の策定、階層化の方針、データの収集、評価方法、実施方法について等を検討)
平成29年度中を目途	健康管理事業のマニュアル案を自治体に提示

## 【構成員名簿】

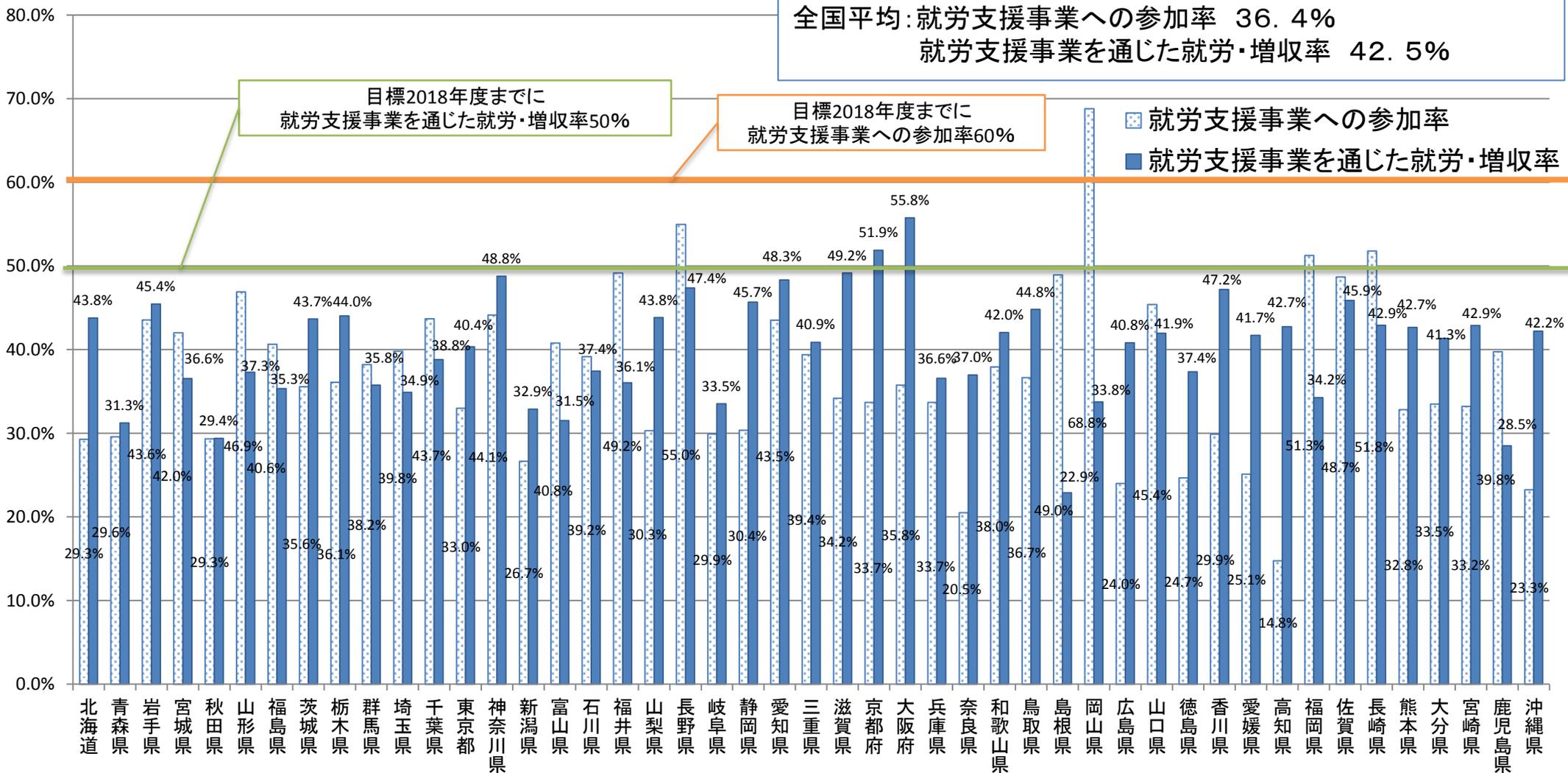
(五十音順・敬称略)

近藤 尚己 東京大学大学院医学系研究科准教授  
下手 忠 広島市役所健康福祉局地域福祉課保護担当課長  
津下 一代 あいち健康の森健康科学総合センター長

中板 育美 日本看護協会常任理事  
藤田 恭子 上尾市役所健康福祉部生活支援課副主幹  
吉田 澄人 日本医師会総合政策研究機構研究部  
統括部長補佐

# 就労支援事業の実施状況の地域差

- 就労支援事業への参加率を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約50%の差がある。
- 就労支援事業を通じた就労・増収率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には、約30%の差がある。



# 生活保護関係の平成30年度予算案

- 生活保護受給者の自立を更に促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出する。平成30年度においては、子どもの大学等への進学への支援等の自立支援を推進するとともに、後発医薬品の使用促進や頻回受診対策の強化を含む医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しに取り組む。
- 生活保護基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、生活扶助基準が最低限度の生活を保障する水準として適切な水準となるよう見直しを行う。

## 生活保護費負担金

平成30年度予算(案) 2兆8,637億円

### ①大学等への進学への支援 17億円

生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、進学準備給付金(仮称)(平成30年度入学者より対象。自宅通学10万円、自宅外通学30万円)を支給する。自宅から大学等に通学する場合に、出身世帯の住宅扶助費の減額をしない。

### ②就労自立給付金の見直し

就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブとなるよう、就職後すぐに保護脱却となり就労収入の仮想的積立期間がない者も新たに給付対象とするなど、給付内容の見直しを行う。

### ③生活保護基準の見直し

一般低所得世帯の消費実態との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行う。

※ 減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。

見直しは段階的に実施(平成30年10月から3段階を想定)。

## 生活保護関係補助金の新規・拡充分

### ①医療扶助の適正実施の強化 49億円

「レセプトを活用した医療扶助適正化事業」、「福祉事務所による同行指導の実施」、「頻回受診を行う医師の委嘱促進」、「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業」に取り組む地方自治体を支援し、医療扶助の適正化を更に推進する。

### ②被保護者の就労自立に向けた家計相談支援等の充実・強化 2.3億円

就労による自立や大学等への進学に伴い自立(世帯分離)が見込まれる世帯に対する家計相談支援を行い、生活保護受給世帯の自立支援を推進する。

### ③広域実施による就労支援の促進 1.9億円

被保護者就労準備支援事業について、都道府県を中心とする広域実施を推進する。

### ④都道府県等による生活保護業務支援 5億円

都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や人材育成等の取組を行い、福祉事務所の<sup>42</sup>実施水準及び質の向上を図る。

## 対応案

平成30年度予算(案):17億円

### ①進学準備給付金(仮称)

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。【法律】

・自宅通学:10万円 ・自宅外通学:30万円

### ②大学等就学中に住宅扶助額を減額しない措置

生活保護世帯の子どもが出身元の生活保護受給世帯と同居しつつ大学等に進学する場合に、子どもが生活保護受給世帯の世帯員から外れることに伴う出身世帯の住宅扶助費の減額をしないこととする。【通知】

## 対象となる教育機関

- ・大学 ・短大 ・専修学校(専門課程) ・その他各種学校等で、就学が世帯の自立助長に効果的と実施機関が認める教育機関
- ※ 現在世帯分離を認めている教育機関とする方向で検討

## 対象者

### ① 進学準備給付金(仮称)

生活保護受給世帯の子どものうち、当該年度の前年度の3月に高等学校等を卒業し、原則当該年度の4月に大学等に進学するため生活保護受給世帯から脱却することとなるもの

※出身元の生活保護受給世帯から転居せず、引き続き同居して進学する者も含む。

### ② 大学等就学中に住宅扶助額を減額しない措置

大学等に進学し、出身元の生活保護世帯と同居しつつ、通学する者が属する世帯

※平成30年3月以前に進学した者がいる世帯を含む

## 制度の開始時期

### ① 進学準備給付金(仮称)

未定(通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定)

※平成30年3月に高等学校等を卒業し、翌4月から大学等へ進学する者に対しても遡及して支給する方向で検討中。

### ② 大学等就学中に住宅扶助額を減額しない措置

平成30年4月(関係通知を改正予定)

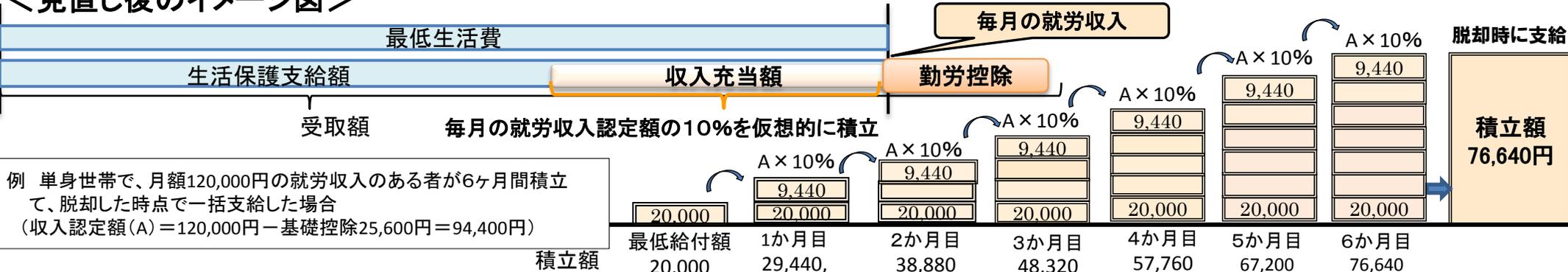
# 就労自立給付金の見直しについて

- ◎ 就職後すぐに保護廃止となったため仮想的積立期間がなかったことなどの理由により、給付金の支給を受けなかった世帯が、就労自立による保護廃止世帯のうち約6割に上るほか、仕組みが複雑であることから、生活保護受給者に対する制度の周知が不十分であるなどの指摘がある。
- ◎ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書では「就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブを発揮できるような内容に見直すべきである。」とされていることから、就職後すぐに保護脱却となり就労収入の仮想的積立期間がない者も新たに給付対象にした上で、説明や支給額の予見を容易に行えるようにするため仮想積立率を一律(10%)とする。

## 見直し案

- 積立額の有無によらず、最低給付額を設定(単身世帯:2万円、複数世帯:3万円)
  - 積立率を一律10%に統一
- ※支給要件、支給時期、支給上限額等は変更なし。

### <見直し後のイメージ図>



施行時期:生活保護基準の改正と同時期(平成30年10月)を予定。<sup>44</sup>

# レセプトを活用した医療扶助適正化事業

## 趣旨

平成30年度予算(案):39.7億円

- 自治体が実施する診療報酬明細書点検については、医療扶助適正化事業の補助対象事業としてきており、約9割の自治体が当該事業を利用し、交付額の約6倍程度の過誤調整額が得られるなど大きな効果を上げている。
- 一方、医療扶助費については、更なる適正化や他法他施策の徹底が求められており、レセプトを更に活用してこれらを推進する必要がある。また、平成28年度より医療券における受給者番号を固定化したところであり、社会保険診療報酬支払基金において縦覧点検が可能となる等の状況の変化がある。
- これらの状況を踏まえ、これまでの診療報酬明細書点検事業を見直し、今後のデータヘルスへの展開を見据え、レセプトの有効な活用を推進する事業に再編する。

## 事業のイメージ

### <レセプト点検及び医療扶助適正化に係るリスト作成>

- ① レセプト点検の重点化  
⇒ 支払基金では実施できない点検(資格点検等)を実施
- ② 医療扶助の適正化にかかるリストの作成  
⇒ 健康管理の対象者(レセプトデータから治療中断者等を抽出)、頻回受診者、後発医薬品の使用割合が低い者、重複調剤の防止が徹底されていない者、他法他施策を適用できる者(特に「統合失調症や気分障害等で医療扶助を受けている者」)等のリスト作成

### <リスト作成後の支援>

必要に応じて、既存の医療扶助適正化等事業に繋げるとともに、他制度(自立支援医療等)の利用が可能な者について、その申請手続を支援する

### <事業計画の策定>

リストの作成と活用に係る事業計画を地方自治体において<sup>46</sup>策定

### 【現状と課題】

- 生活保護受給者は、適切な食習慣・運動習慣のある割合が低く、生活習慣病が発見されつつも医療機関に未受診の受給者や、治療を中断した受診者が一定数存在すると考えられ、放置すれば重篤な合併症を発症するリスクが高い。
- 生活保護受給者で、精神疾患等のために医師が必要と認めた以上に頻回に医療機関に受診する者が一定数存在し、医療扶助費の面からも適正受診が求められているが、個々の病状等に応じた対策が必要であるため、医師との連携が不可欠となっている。

### 【取組の趣旨】

- 福祉事務所で雇用した「付き添い指導員」が、生活習慣病の受診中断者や未受診者、一定回数以上に医療機関に受診してしまう頻回受診者の受診に付き添うことで、
    - ① 生活習慣病の未受診者・治療中断者については確実に受診に繋げる
    - ② 頻回受診の恐れのある者に対しては、医師による病状の聴取や治療方針の説明などを受給者とともに行い、医師と連携しながら頻回受診対策を行う。
- ※ 付き添い指導員は上記の他、同行指導を通じて、受給者の相談相手になったり、既存資源（居場所や介護サービス等）に繋げることも想定

（参考）

- ・健診で把握された生活保護受給者の内臓脂肪症候群予備群及び該当者は、男性48.4%、女性27.4%（平成27年度調べ）
- ・同一疾病で月15日以上通院が3ヶ月以上継続している者数は約1万5千人（平成26年度調べ）

### 頻回受診の可能性のあるもの

医療扶助による外来患者であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している者のうち、短期的・集中的な治療を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めたる者



## 財政審での指摘内容

- 更なる頻回受診対策として
  - ・ 各自治体に対して、例えば、嘱託医制度の充実や個別指導の重点化など頻回受診者が多く発生している医療機関に着目した対策を講じるよう促すとともに、
  - ・ 頻回受診であるとして適正受診指導を受けてもなお改善の見られない者については、例えば、一定自己負担(償還払い)を求める。など、実効性ある対策が必要ではないか。

## 嘱託医の現状

### 【嘱託医の配置について】

保護の実施機関は、生活保護制度について理解のある医師の中から、嘱託医を委嘱している。

### 【嘱託医の業務】

査察指導員、地区担当員等からの要請に基づき医療扶助の決定、実施にともなう専門的判断及び必要な助言指導を行う。

## 参考：都道府県本庁等における医系職員の配置

- ・ 専任の医系職員(医師等、医療に関する専門的な知識を有する職員)、精神科嘱託医
- ・ 医療扶助に関する審議会(国立病院、指定医療機関の医師、保健所長、都道府県民生部の医系職員等のうち適当な者で構成)
  - ⇒ 精神疾患入院要否判定、医療扶助に適正実施について参考意見を述べること等その他必要と認められるもの

## 対応

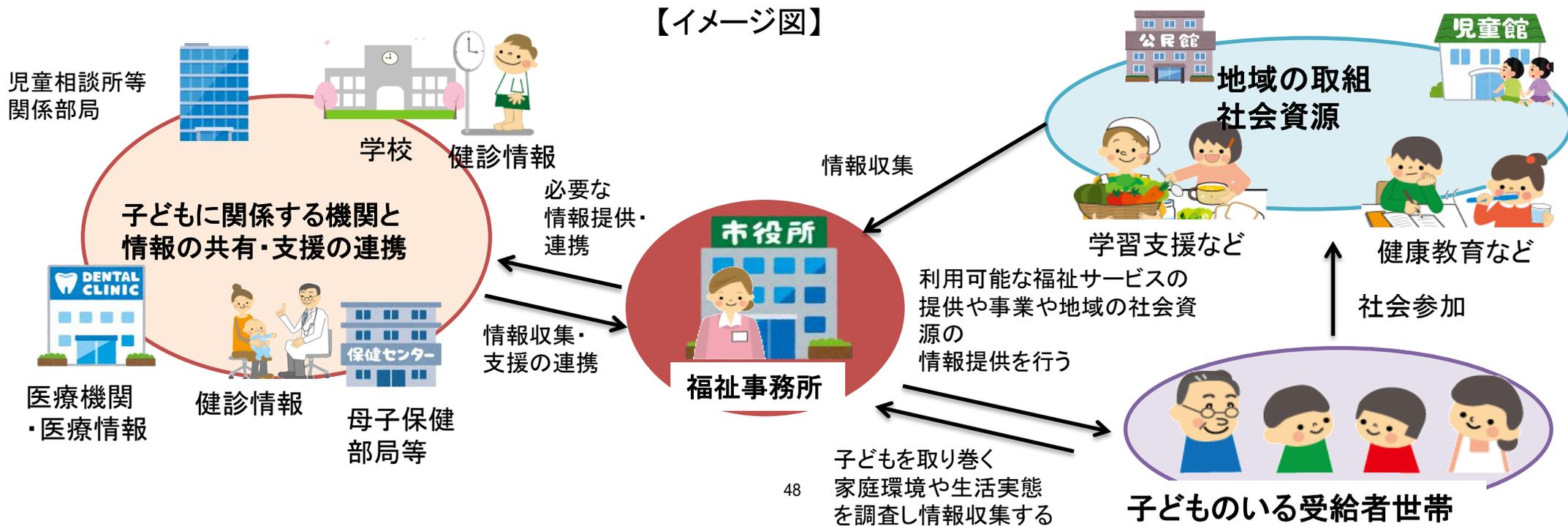
- 頻回受診の患者に対し、かかりつけの医師と協議の上で適正受診指導を行う医師を追加して委嘱する地方自治体の取組を助成する。

# 子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業

平成30年度予算(案): 1.5億円

- いくつかの調査などから、経済的な暮らし向きにゆとりのない家庭の子どもは、適切な食習慣や運動習慣、生活習慣が確立されておらず、虫歯や肥満など健康への影響が出ていることが明らかになってきた。
- 生活保護受給世帯の子どもの自立を助長し、不健康な生活習慣・食習慣の連鎖を断ち切るためには、受給世帯の子どもやその養育者に対し、子どものころから健全な生活習慣の確立や健康の増進を目的とした支援を行うことが望まれる。
- このため、福祉事務所が主体となって、生活保護受給世帯の子どもとその養育者に対する健康生活の支援を行うモデル事業を実施する。
- 全国で数カ所、モデル的に行う事業を助成し、好事例について国へ報告いただき、標準化と将来の全国展開を目指す。

【イメージ図】



○就労による自立(保護廃止)後に再度生活保護の受給に至らないようにするため、就労による保護廃止が見込まれる被保護世帯を対象として家計相談支援を実施する。

また、高校を卒業予定している者等に対して、進学費用等の今後必要となる経費等を説明した上で、奨学金等の制度等について助言する【補助率は2/3】

## 事業効果

○保護廃止が見込まれる方が、生活保護受給中から保護廃止後に必要となる費用を見据えて家計を適切に管理できるようにすることにより、再度生活保護を受給することなく生活できるようにする。

○生活保護受給世帯の子どもやその保護者に対し、大学等の進学費用等に関する助言をすることによって、進学に伴う不安や経済面の課題等への対処を支援し、貧困の連鎖の解消を目指す。

### 【家計相談支援の対象者像】

- 就労による自立(保護廃止)を目指す世帯
  - 大学等への進学に伴い自立(世帯分離)が見込まれる世帯
- など

### (支援内容)

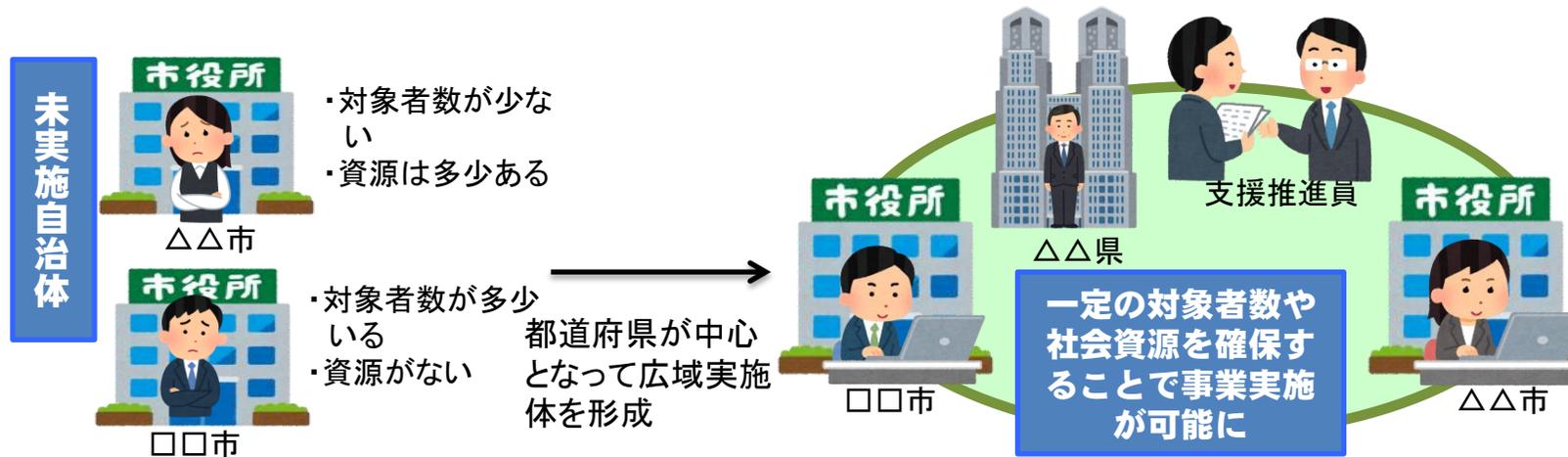
- ・医療費の自己負担や社会保険料の発生など生活保護廃止を見据えた家計管理方法の提案、支援
- ・子どもの大学等への進学に向けた費用についての相談への対応や助言、各種貸付制度の案内 など



# 広域実施による就労支援の促進

平成30年度予算(案):1.9億円

- 被保護者就労準備支援事業については、就労意欲が低い者や生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善等に支援を行っているが、事業を実施する地方自治体は少ないのが現状。
- 小規模な地方自治体では対象者が少なかったり、社会資源に限られるといった事情により、事業実施が難しいとの意見があることから、都道府県を中心とする広域実施を推進することにより対象者数が少ない地方自治体における事業実施を促すとともに、被保護者就労準備支援推進員(仮称)を広域実施体に設置し、都道府県内における地域資源や支援効果等の分析、支援方法の調査・研究を行い、広域実施による効率的・効果的な取組を促進する。



- 都道府県内における地域の社会資源等の分析等
  - ・自治体における対象者のニーズ、各地の雇用状況や産業構造等を把握し、具体的にどのような地域資源を活用できるか分析
  - ・分析結果を踏まえて、県内の経済団体(商工会議所、中小企業組合等)や社会福祉法人等に対して、事業説明会等を開催し、支援対象者が就労体験等に利用できる地域資源を開拓。
- 地域属性等を踏まえた支援方法を調査・研究し、効果的な支援方法を提案する。
- 就労準備支援によって被保護者にどのような効果が生じているか地域毎に分析、比較する。
- 関係者による協議会を開催し、必要事項等の連絡、事業の目標設定、実施状況の確認、見直しを行う。
  - ・「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」等<sup>50</sup>、既存の協議会で議論も可能。

支援推進員の  
主な役割



# 都道府県等による生活保護業務支援事業

## 要求要旨

- 都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等の取り組みを実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

平成30年度予算案

5.0億円

## 現状と課題

- 国民が直面する生活課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化しており、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする者に対して、これまで以上に支援の充実が求められている。
- 一方、生活保護を担当するケースワーカーの数は、着実に増配置(5年間で約2,000人の増)が図られ、量的な面では充実が図られてきたが、依然として1人当たりの担当ケース数は社会福祉法第16条に定める標準数を上回っており、ケースワーカーの業務負担は大きい状況である。
- また、職員の増配置や広い業務範囲での人事異動等により、経験の浅いケースワーカーが増加する傾向となっており、保護受給者への適切な支援・助言を行うことが困難な状況となっている。
- 一部の実施機関においては、生活保護関係職員による不適切な事案が発生しており、福祉事務所における保護の実施水準及び職員の質の確保は喫緊の課題となっている。

## 事業概要

- 1 実施主体 都道府県、指定都市
- 2 事業内容  
都道府県等が実施する、以下の機能を強化するための事業に対して補助を行う。  
①適正実施機能  
②人材育成・教育機能  
③優良事例等横展開機能
- 3 補助率 3/4  
(事業の全部又は一部を委託可)

都道府県・指定都市本庁  
(イメージ)

### 適正実施機能

- ・巡回指導・法律相談支援等
- ・ケースワーカー等の個別相談

### 人材育成・教育機能

- ・新人研修等
- ・本庁のホームページ等  
既存の仕組みを活用した個別研修の実施



### 優良事例等横展開機能

- ・好事例等の収集・提供

管内福祉事務所

- ・不適切事案の未然防止
- ・職員の質の向上
- ・管内実施水準の平準化



A福祉事務所



B福祉事務所



C福祉事務所

## **(4)生活保護基準の見直しについて**

# 今回の生活保護基準等の見直しの概要(1)

## <生活保護基準の検証方針>

- 生活保護基準については、5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会生活保護基準部会(以下「基準部会」という。)において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的・科学的見地から検証。
- 生活保護基準の改定については、昭和59年以降、一般国民の消費実態との均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を採用。
- 今回の検証では、改めて、生活保護基準と比較する一般世帯としてどのような所得階層が適当であるかについて検証を行うなど、丁寧な検証を実施。

## <生活扶助基準の検証結果>

- 生活扶助基準の水準の妥当性の検証(高さ比べ)  
夫婦子一人世帯をモデル世帯として、年収階級第1・十分位の一般世帯の平均生活扶助相当支出額と、現行の生活扶助基準額を比較 → 概ね均衡
- 年齢、世帯人員、居住地域別にみた消費実態の検証  
年齢・世帯人員・居住地域(級地)別に、消費実態と現行基準額とを比較  
→ 3要素のバランスに消費実態との乖離(ゆがみ)が確認されたため、是正(増減額)

## <有子世帯における加算措置の見直し>

- 児童養育加算や母子加算については、費用の必要性や設定根拠が不明確であるという指摘があったが、今般、有子世帯における「子どもの健全育成に必要な費用」や母子世帯の「かかり増し費用」の根拠を明確化して、支給することにした。 また、児童養育加算の対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。

## <検証結果の反映>

- それぞれの消費水準にあわせて生活保護基準の見直し(増減額)を行うこととしているが、基準部会においては、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘。
- このため、政府予算案においては、減額する場合の幅は5%以内に止め、平成30年10月から3年間の段階実施とするなど、激変緩和措置を講じることにしている。

# 今回の生活保護基準等の見直しの概要(2)

## ＜その他の生活保護世帯の子ども等に対する支援＞

○ 来年度予算案では、このほかにも、以下のような生活保護世帯・生活困窮世帯の子どもに対する支援を充実。また、貧困の連鎖を防ぎ、生活困窮者の自立を促進するための法律改正案の国会提出も検討中。

### (1) 大学等への進学への支援 17億円(新規)

生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、進学準備給付金(仮称)支給。  
また、世帯分離の取扱いは維持するが、自宅から通学する場合の住宅扶助減額は行わない。  
(一時金は平成30年度入学者より対象。自宅生10万円、自宅外生30万円)

### (2) 生活保護世帯に対する家計相談支援の強化 2.3億円(新規)

大学等への進学を予定している子どもがいる世帯等に対し、家計の安定を図るための相談支援を強化。

### (3) 子どもの学習支援事業等の推進 12億円(増額)

子どもの貧困対策の観点から、小学生や高校生世代について子どもの学習支援事業の充実を図る。

# 生活保護基準の見直し案

## ■ 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行う。

- ※ 夫婦子1人世帯(モデル世帯)の基準額は、一般低所得世帯の消費水準と均衡。年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額にばらつき。
- ※ 生活保護基準部会において「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくなるように、個々の世帯での生活扶助費、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。
- ※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

## ■ 児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で支給する。

### ・ 児童養育加算

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用(具体的には学校外活動費用)を加算。支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大

**現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで ⇒見直し後:月1万円／高校生まで**

※ 見直しは平成30年10月に実施。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

### ・ 母子加算

子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算

**現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 ⇒見直し後:平均月1.7万円**

※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

### ・ 教育扶助・高等学校等就学費

- ー クラブ活動費の実費支給化:年額61,800円(金銭給付) ⇒ 年額8.3万円(実費上限)※高校の場合
- ー 入学準備金(制服等の購入費)の増額:63,200円(実費上限) ⇒ 8.6万円(実費上限)※高校の場合
- ー 高校受験料支給回数拡大、制服等の買い直し費用の支給

※ 見直しは平成30年10月に実施。

# 世帯類型別の見直し影響 ①

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)  
 <検証結果をそのままあてはめた場合と▲5%以内の減額緩和措置適用後>

生活扶助本体＋  
 児童養育加算＋母子加算

平成30年10月  
 見直し額(案)

世帯類型	級地	現行基準額①	検証結果②	増減率 (①/②)
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地の1	14.8 万円	14.5 万円	-2.4%
	2級地の1	13.5 万円	13.5 万円	0.2%
	3級地の2	12.0 万円	12.6 万円	5.0%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 中学生と小学生)	1級地の1	18.5 万円	16.0 万円	-13.7%
	2級地の1	16.9 万円	14.9 万円	-11.4%
	3級地の2	14.4 万円	13.9 万円	-3.8%
母子世帯 (子1人) (30代親、 小学生)	1級地の1	11.5 万円	12.0 万円	4.9%
	2級地の1	10.4 万円	11.3 万円	8.6%
	3級地の2	9.3 万円	10.5 万円	13.4%
母子世帯 (子2人) (40代親、 中学生と小学生)	1級地の1	15.5 万円	14.6 万円	-6.1%
	2級地の1	14.1 万円	13.6 万円	-3.6%
	3級地の2	12.4 万円	12.7 万円	2.1%
母子世帯 (子2人) (40代親、 高校生と中学生)	1級地の1	16.3 万円	14.7 万円	-9.5%
	2級地の1	14.8 万円	13.8 万円	-7.1%
	3級地の2	12.7 万円	12.8 万円	0.5%
若年単身世帯 (50代)	1級地の1	8.0 万円	7.5 万円	-6.1%
	2級地の1	7.2 万円	7.0 万円	-2.7%
	3級地の2	6.5 万円	6.6 万円	1.9%
若年夫婦世帯 (50代夫婦)	1級地の1	12.0 万円	12.2 万円	1.6%
	2級地の1	10.8 万円	11.4 万円	5.1%
	3級地の2	9.7 万円	10.6 万円	9.7%

▲5%以内 緩和措置適用	増減率
-	-
-	-
-	-
17.6 万円	-5.0%
16.0 万円	-5.0%
-	-
-	-
-	-
-	-
14.7 万円	-5.0%
-	-
-	-
15.5 万円	-5.0%
14.1 万円	-5.0%
-	-
7.6 万円	-5.0%
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-

現行基準額④	新基準額⑤	増減率
15.8 万円	15.5 万円	-2.3%
14.5 万円	14.5 万円	0.2%
13.0 万円	13.6 万円	4.6%
20.5 万円	19.6 万円	-4.5%
18.9 万円	18.0 万円	-4.5%
16.4 万円	15.9 万円	-3.4%
14.7 万円	14.9 万円	0.9%
13.5 万円	14.0 万円	3.5%
12.2 万円	13.1 万円	7.0%
20.0 万円	19.2 万円	-4.1%
18.4 万円	17.7 万円	-3.6%
16.5 万円	16.6 万円	0.8%
19.7 万円	19.9 万円	0.7%
18.1 万円	18.2 万円	0.6%
15.8 万円	16.8 万円	5.8%
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-

H30年10月～	
15.7 万円	-0.8%
14.5 万円	0.1%
13.2 万円	1.5%
20.2 万円	-1.5%
18.6 万円	-1.5%
16.2 万円	-1.1%
14.8 万円	0.3%
13.6 万円	1.2%
12.5 万円	2.3%
19.7 万円	-1.5%
18.2 万円	-1.2%
16.6 万円	0.3%
20.4 万円	3.4%
18.8 万円	3.9%
16.8 万円	6.2%
7.9 万円	-1.7%
7.2 万円	-0.9%
6.5 万円	0.6%
12.1 万円	0.5%
11.0 万円	1.7%
10.0 万円	3.2%

# 世帯類型別の見直し影響 ②

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)  
 <検証結果をそのままあてはめた場合と▲5%以内の減額緩和措置適用後>

平成30年10月  
 見直し額(案)

世帯類型	級地	現行基準額①	検証結果②	増減率 (②/①)	▲5%以内 緩和措置適用		H30年10月～	
					増減率			
高齢単身世帯 (65歳)	1級地の1	8.0万円	7.3万円	-8.3%	7.6万円	-5.0%	7.8万円	-1.7%
	2級地の1	7.2万円	6.9万円	-4.9%	-	-	7.1万円	-1.6%
	3級地の2	6.4万円	6.4万円	-0.3%	-	-	6.4万円	-0.1%
高齢単身世帯 (70歳)	1級地の1	7.5万円	7.3万円	-1.9%	-	-	7.4万円	-0.6%
	2級地の1	6.7万円	6.9万円	1.6%	-	-	6.8万円	0.5%
	3級地の2	6.0万円	6.4万円	6.6%	-	-	6.2万円	2.2%
高齢単身世帯 (75歳)	1級地の1	7.5万円	6.9万円	-7.8%	7.1万円	-5.0%	7.3万円	-1.7%
	2級地の1	6.7万円	6.5万円	-4.3%	-	-	6.6万円	-1.4%
	3級地の2	6.0万円	6.1万円	0.6%	-	-	6.0万円	0.2%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地の1	11.9万円	11.8万円	-0.8%	-	-	11.9万円	-0.3%
	2級地の1	10.8万円	11.1万円	2.7%	-	-	10.9万円	0.9%
	3級地の2	9.6万円	10.3万円	7.3%	-	-	9.9万円	2.4%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地の1	11.0万円	11.1万円	0.7%	-	-	11.0万円	0.2%
	2級地の1	9.9万円	10.4万円	4.3%	-	-	10.1万円	1.4%
	3級地の2	8.9万円	9.7万円	9.3%	-	-	9.2万円	3.1%

## 見直し影響世帯割合 (推計値)

生活扶助費本体(第1類費・  
 第2類費)、児童養育加算・母  
 子加算の増減額

	全世帯	有子世帯	母子世帯
生活扶助費が上がる世帯	26%	57%	61%
生活扶助費が変わらない世帯	8%	0%	0%
生活扶助費が下がる世帯	67%	43%	38%

- ※ 上記の値については一定の仮定をおいた粗い試算である。
- ※ 端数処理の関係上、合計が100%とならない場合がある。
- ※ 生活扶助費が変わらない世帯とは、主に、入院・入所中の者のみで構成される世帯のことである。

# 生活保護基準見直し後の具体例(3か年の段階的施行終了後)

## 夫婦子1人世帯

【30代夫婦、子(3~5歳)】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	16.0	15.6	-2.3%
住宅扶助(上限額)	7.0	7.0	0.0%
合計	23.0	22.6	-1.6%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	13.2	13.8	4.5%
住宅扶助(上限額)	3.8	3.8	0.0%
合計	17.0	17.6	3.5%

## 夫婦子2人世帯

【40代夫婦、中学生、小学生】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	20.7	19.8	-4.5%
住宅扶助(上限額)	7.0	7.0	0.0%
教育扶助	1.4	1.4	1.5%
合計	29.1	28.1	-3.1%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	16.6	16.1	-3.3%
住宅扶助(上限額)	3.8	3.8	0.0%
教育扶助	1.4	1.4	1.5%
合計	21.8	21.2	-2.4%

## 母子世帯(子1人)【母親(30代)、小学生】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	14.9	15.0	0.8%
住宅扶助(上限額)	6.4	6.4	0.0%
教育扶助	0.5	0.4	-19.4%
合計	21.8	21.8	0.1%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	12.4	13.2	6.9%
住宅扶助(上限額)	3.5	3.5	0.0%
教育扶助	0.5	0.4	-19.4%
合計	16.4	17.1	4.7%

## 母子世帯(子2人)【母(40代)、高校生、中学生】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	19.9	20.0	0.7%
住宅扶助(上限額)	7.0	7.0	0.0%
教育扶助等	1.9	2.2	13.8%
合計	28.8	29.2	1.4%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	16.0	16.9	5.8%
住宅扶助(上限額)	3.8	3.8	0.0%
教育扶助等	1.9	2.2	13.8%
合計	21.8	22.9	5.5%

## 高齢者単身世帯【65歳】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	8.1	7.7	-4.9%
住宅扶助(上限額)	5.4	5.4	0.0%
合計	13.5	13.1	-3.0%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	6.6	6.5	-0.3%
住宅扶助(上限額)	2.9	2.9	0.0%
合計	9.5	9.4	-0.2%

## 高齢者夫婦世帯【65歳夫婦】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	12.1	12.0	-0.8%
住宅扶助(上限額)	6.4	6.4	0.0%
合計	18.5	18.4	-0.5%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	9.8	10.5	7.2%
住宅扶助(上限額)	3.5	3.5	0.0%
合計	13.3	14.0	5.3%

※ 生活扶助には、冬季加算、児童養育加算、母子加算を含む。教育扶助及び高等学校等就学費には基本額及び学習支援費の年額上限額を月額換算した額を計上している。(このほか、入学準備金、教材代等の購入費(実費)が支給される。)

※ このほか、医療扶助、介護扶助が現物給付されるほか、臨時的経費等に対応する給付が支給される。

# 有子世帯に対する扶助・加算の見直し

○ 児童養育加算 ※見直しは平成30年10月に実施。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施。

現 行	見直し案
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当の支給対象と支給額と同じに設定</li> </ul> <p>第1子及び第2子 3歳未満15,000円 ※月額</p> <p>3歳以上～中学生まで10,000円</p> <p>第3子以降 小学校修了前15,000円 中学生10,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補習教育や子どもの社会的活動費用などの子どもの健全育成にかかる費用として設定</li> </ul> <p>高校生までの子ども1人につき1万円</p>

○ 母子加算 ※見直しは平成30年10月から段階的に実施。

現 行	見直し案																																								
<table border="0"> <tr> <td></td> <td>子1人</td> <td>子2人</td> <td>子3人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>22,790円</td> <td>24,590円</td> <td>25,510円</td> <td>※月額</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>21,200円</td> <td>22,890円</td> <td>23,740円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>19,620円</td> <td>21,200円</td> <td>21,980円</td> <td></td> </tr> </table>		子1人	子2人	子3人		1級地	22,790円	24,590円	25,510円	※月額	2級地	21,200円	22,890円	23,740円		3級地	19,620円	21,200円	21,980円		<table border="0"> <tr> <td></td> <td>子1人</td> <td>子2人</td> <td>子3人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>約1.8万円</td> <td>約2.3万円</td> <td>約2.6万円</td> <td>※月額</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>約1.7万円</td> <td>約2.1万円</td> <td>約2.4万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>約1.6万円</td> <td>約2.0万円</td> <td>約2.2万円</td> <td></td> </tr> </table>		子1人	子2人	子3人		1級地	約1.8万円	約2.3万円	約2.6万円	※月額	2級地	約1.7万円	約2.1万円	約2.4万円		3級地	約1.6万円	約2.0万円	約2.2万円	
	子1人	子2人	子3人																																						
1級地	22,790円	24,590円	25,510円	※月額																																					
2級地	21,200円	22,890円	23,740円																																						
3級地	19,620円	21,200円	21,980円																																						
	子1人	子2人	子3人																																						
1級地	約1.8万円	約2.3万円	約2.6万円	※月額																																					
2級地	約1.7万円	約2.1万円	約2.4万円																																						
3級地	約1.6万円	約2.0万円	約2.2万円																																						

○ 教育扶助等 ※見直しは平成30年10月に実施。

現 行	見直し案
<p>基準額(金銭給付(月額)) 小学校 2,210円 中学校 4,290円</p> <p>学習支援費(金銭給付(月額)) 小学校 2,630円 中学校 4,450円</p> <p>入学準備金(実費上限(年額)) 小学校40,600円 中学校47,400円</p>	<p>基準額(金銭給付(月額)) 小学校 約 2.6千円 中学校約 5千円</p> <p>学習支援費(実費上限(年額)) 小学校約1.6万円 中学校約5.9万円</p> <p>入学準備金(実費上限) 小学校約6.3万円 中学校約8.0万円</p> <p>※ このほか制服等の買い直し費用、教材代として楽器等の購入費を実費支給</p>

○ 高等学校等就学費 ※見直しは平成30年10月に実施。

現 行	見直し案
<p>基準額(金銭給付(月額)) 5,450円</p> <p>学習支援費(金銭給付(月額)) 5,150円</p> <p>入学準備金(実費上限(年額)) 63,200円</p>	<p>基準額(金銭給付(月額)) 約5.2千円</p> <p>学習支援費(実費上限(年額)) 約8.3万円</p> <p>入学準備金(実費上限) 約8.6万円</p> <p>※ このほか制服等の買い直し費用、教材代として楽器等の購入費を実費支給</p> <p>※ 高校の入学考査料(受験料)を複数回支給</p>

# 社会保障審議会 生活保護基準部会における検証結果

## 1 生活扶助基準の検証

### (1) 生活扶助基準の水準の妥当性の検証(高さ比べ)

夫婦一人世帯をモデル世帯として、年収階級第1・十分位の一般世帯の平均生活扶助相当支出額と、現行の生活扶助基準額を比較

⇒ 概ね均衡

### (2) 年齢、世帯人員、居住地域別にみた消費実態の検証

年齢・世帯人員・居住地域(級地)別に、消費実態と現行基準額とを比較

⇒ 世帯類型によって、生活扶助基準額が高いものや低いものなどばらつき

夫婦一人世帯の生活扶助基準額と消費支出額との比較  
概ね均衡

約13万6千円 約13万6千円



夫婦一人世帯の平均生活扶助基準額(現行) 第1・十分位の平均生活扶助基準額(第1~5・五十分位平均)

## 2 有子世帯の扶助・加算の検証

### (1) 児童養育加算 現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで

現行では児童手当見合いにより支給されており、生活扶助本体との重複が指摘

⇒ 一般低所得世帯との均衡だけでなく、子どもがいる世帯全体の平均との均衡の観点から検証。子どもの健全育成のためには、社会的・文化的活動の機会が重要であるが、一般低所得世帯と中位階層との間で、学校外活動費用に1万円の差が確認された。

### (2) 母子加算 現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円

費用の必要性や設定根拠が不明確との指摘

⇒ ひとり親世帯において、ふたり親世帯と同程度の生活を送るために必要な消費支出を検証。ひとり親世帯がふたり親世帯の固定的経費の支出割合と同じ割合で生活する場合の消費支出額を算出し、かかりまし費用と捉える。

### (3) 教育扶助・高等学校等就学費

文房具などの日常的に必要な費用は平均的な費用を金銭給付。体操服や楽器、クラブ活動費など、購入時にまとまった額が必要となる費用については実費で支給することが考えられる。制服の買い直しや高校受験(2回目)への対応を可能にする。

## 3 検証結果に対する留意事項

○ これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるが、これが唯一の手法というものではない。

○ 検証方法には一定の限界があり、世帯への影響に十分配慮し、検証結果を機械的に当てはめることのないよう強く求める。